

一般競争入札（総合評価落札方式・電子入札）を行いますので、次のとおり公告します。
令和7年5月8日

刈谷市長 稲垣 武

1 入札に付する事項 r7-620

工 事 名	雁が音中学校北舎大規模改造（電気）工事		
路 線 等 の 名 称			
工 事 場 所	刈谷市築地町		
業 種	電気工事		
工 期	令和8年1月28日まで		
工 事 概 要	構造：鉄筋コンクリート造3階建て 規模：延べ面積4,493㎡（体育館渡り廊下含む） 木工室、金工室、美術室（2室）、理科室（3室）、音楽室（2室）、各特別教室準備室、普通教室（18室）、男女便所（6箇所）等 上記建物の大規模改造電気工事一式		
予 定 価 格	金 118,470,000 円 （消費税及び地方消費税相当額を含む）		
入 札 方 法 等	あいち電子調達共同システム（CALS／EC）（以下、「電子調達システム」という。）による。		
入 札 参 加 資 格 審 査	事後審査方式		
調査基準価格・失格基準価格の有無	有	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	該当
入 札 保 証 金	免除	契 約 書 の 作 成 の 要 否	要

2 設計図書のダウンロード、質問方法

ダウンロード方法	電子調達システムの入札情報サービスよりダウンロード [電子調達共同システム(CALS/EC)]→[入札情報サービス]→[入札公告]→ [調達機関：刈谷市][検索]→[該当の調達案件名称を選択]→[ダウンロード]		
ダウンロード期間	令和7年5月8日（木） 午前9時から 令和7年5月26日（月） 午後5時まで		
質 問 方 法	公告、設計図書等の内容についての質問は、質疑書[Excel]（質疑書は刈谷市ホームページの入札・契約情報の要領・様式に掲載）により契約検査課へ電子メールで提出してください。 [契約検査課：kensa@city.kariya.lg.jp]		
質 問 期 限	令和7年5月20日（火） 午後3時まで		

3 入札参加申込書及び提出書類の提出期間

提 出 期 間	令和7年5月8日（木） 午前9時から 令和7年5月22日（木） 午後4時まで 電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで		
提 出 方 法	電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書に必要な事項を入力し、指定された提出書類を添付ファイルとして送信すること。		

4 入札書及び工事内訳書の提出期間

提出期間	令和7年5月23日（金） 午前9時から
	令和7年5月26日（月） 午後4時まで
	電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで
提出方法	電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事内訳書を添付ファイルとして送信すること。工事内訳書を書面で提出する場合は、開札後速やかに契約検査課へ持参すること。

5 開札の日時及び場所

日時	令和7年5月27日（火） 9:16
場所	刈谷市役所 301会議室（3階北棟）

6 入札に参加する者に必要な資格

建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する電気工事業の建設業許可があり、営業年数が現在まで引続いて3年以上あること。
所在地等	公告日前において、当該年度の刈谷市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に電気工事で登載され刈谷市内に本店で登録されていること。 公告日前において、資格者名簿に登載された電気工事の総合数値が750点以上であること。
工事実績	国、地方公共団体が電気工事で発注した工事で、元請けとして過去10年間（平成27年4月1日から入札参加申込書を提出する前日までをいう。）に1件が5千万円以上の工事を完了・引き渡した実績があること。
技術者の配置	建設業法第26条に規定する技術者を専任で配置できること。 配置予定の専任の技術者は、国、地方公共団体が電気工事で発注した工事で、過去10年間（平成27年4月1日から入札参加申込書を提出する前日までをいう。）に元請けとして完了・引き渡した工事に従事した経験を有し、かつ、所属建設業者と入札参加申込みのあった日以前に3箇月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 なお、従事した経験は、主任（監理）技術者、又は現場代理人としての経験した工事のみに限定されるものではない。（担当技術者としての現場に従事した経験であっても添付書類等で確認できるものであればよい。） 監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。）を専任で配置し、特例監理技術者等の配置について（刈谷市ホームページに記載）で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとする。
資格停止等	入札参加申込みのあった日から対象工事の入札執行の日までの期間において、本市から「刈谷市入札参加資格停止要領」に基づく入札参加資格停止又は「刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領」第4条第1項に規定する排除措置を受けていないこと。

7 総合評価落札方式に関する事項

評価項目及び評価基準	下記、「A企業の技術力」、「B配置予定技術者等の能力」及び「C企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策」とする。
評価の方法	各評価項目について該当する評価基準を満たす場合は加点し、加点された点数の合計を加算点とする。 評価点＝標準点（100点）＋加算点 とする。 評価値＝評価点／入札価格×10,000,000 とする。
評価点を確認するための提出書類	提出書類については別紙『提出書類』（刈谷市ホームページ・一般競争入札公告のページで指定している様式）を参照すること。
落札者の決定	入札参加資格を全て満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が同値の場合はくじにより落札者を決定する。

A 企業の技術力 （14点）

評価項目	評価基準		加点	備考
過去５年間（令和２年４月１日から技術資料を提出する前日までに完了）の企業評価対象工事の施工実績	３件以上		３	※注１、※注２、※注３
	２件		２	
	１件		１	
	上記以外		０	
過去２年間（令和５年度から令和６年度）における工事成績評定	平均８０点以上		３	※注４
	平均７７．５点以上平均８０点未満		２	
	平均７５点以上平均７７．５点未満		１	
	平均７０点以上平均７５点未満		０	
	平均７０点未満		－１	
過去２年間（令和５年度から令和６年度）における工事成績評定点６５点未満の施工実績	６５点未満の工事成績評定点が１件につき－１点		－１×件数	刈谷市発注の電気工事における成績評定点を取得した施工実績
優良工事業者公表の有無等	優良工事業者公表	過去３年間（令和４年度から令和６年度）に２回以上の優良工事公表の実績あり	３	刈谷市発注の電気工事の実績で「刈谷市優良工事業者公表要領」に基づき公表されたもの又は刈谷市発注の電気工事での工事成績評定が８０点以上のもの 優良工事業者公表と工事成績評定８０点以上の実績の加点の合算はできないものとする。
		過去３年間（令和４年度から令和６年度）に１回の優良工事公表の実績あり	２	
	工事成績評定	過去１年間（令和６年度）における工事成績評定８０点以上の実績２件以上あり	１．５	
		過去１年間（令和６年度）における工事成績評定８０点以上の実績１件あり	１	
	上記以外		０	
中長期的な担い手の確保	若手技術者（３５歳未満）の雇用あり		１	※注５、※注６
	上記以外		０	
品質管理の取組状況	ISO9001の認証取得あり		１	
	該当なし		０	
週休２日の取組実績	完全週休２日		１	※注７、※注８
	週休２日（４週８休）		０．５	
	実績なし		０	
ICT活用工事の取組実績	取組みの実績あり		１	※注７、※注９
	実績なし		０	
過去１年間（令和６年度）における維持修繕工事の施工実績	施工の実績あり		１	※注３、※注１０、※注１１
	実績なし		０	
小計			１４	

※注１ 技術資料とは、総合評価技術資料を指します。

※注２ 企業評価対象工事とは、１件の請負金額が１億１，０００万円以上の(a)、(b)又は(c)を満たす建築物の電気工事とします。
(a)鉄筋コンクリート造の新築、増築、改築又は改修工事
(b)鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築、改築又は改修工事
(c)鉄骨造の新築、増築、改築又は改修工事
刈谷市発注以外の公共工事（国及び地方公共団体、特殊法人等）も含みます。
特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注３ 施工実績とは、元請として工事を完了・引き渡した実績です。

※注４ 過去２年間における工事成績評定とは、令和５年度から令和６年度に竣工した刈谷市発注の電気工事の工事成績評点を平均した数値です。成績評点が無い者は、加点を０点とします。

※注５ 入札公告日の前日から過去２年間（２４ヶ月間）に、若手技術者を新たに正規雇用した場合の実績を認めます。正規雇用とは、期限の定めのない雇用契約を労働者と新規に締結する場合を指し、同一企業内での再雇用は評価対象としません。また、落札者決定時点で、その雇用契約が継続していることが必要です。

※注６ 若手技術者の雇用とは新規に雇用された日（健康保険被保険者証の資格取得年月日等）において、満３５歳未満で、建設業法第７条第２号イで定める学校の建設業法施行規則第１条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者を認めます。（例：高校、高専、大学等の土木工学科を卒業した者）なお、建設業法施行規則第１条に定める学科は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※注７ 入札公告日の前日から過去１年間（１２ヶ月間）に、発注者より取組みを証明する書類が発行されていること。

※注８ 評価対象工事とは、国、地方公共団体及び特殊法人等が発注した完全週休２日又は週休２日（４週８休）を達成した公共工事とします。
特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注９ 評価対象工事とは、国、地方公共団体及び特殊法人等が発注したICT活用工事を達成した公共工事とします。
特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注１０ 評価対象工事とは、電気工事で刈谷市発注の維持修繕工事とします。

※注１１ 維持修繕工事とは、既設構造物・施設の補修、改修及び改良工事等（耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置（現道工事）、電線共同溝（現道工事）、設備更新を含む）を行った工事を対象とします。

B 配置予定技術者等の能力 （１０点）

評価項目	評価基準		加	点	備考
現場代理人の資格	１級電気工事施工管理技士又は同等の資格		1		※注１２ 配置予定技術者とは別に現場代理人を配置する場合に評価する。配置予定技術者と兼務の場合は、評価対象としない。（上記以外で0点）
	上記以外		0		
配置予定技術者の優良工事实績の有無等	優良工事業 者公表	過去３年間（令和４年度から令和６年度）に２回以上の優良工事公表の実績あり	3		刈谷市発注の電気工事で優良工事業者として公表又は工事成績評定が８０点以上の工事での主任（監理）技術者として従事した実績 優良工事業者公表と工事成績評定８０点以上の実績の加算はできないものとする。
		過去３年間（令和４年度から令和６年度）に１回の優良工事公表の実績あり	2		
	工事成績 評定	過去２年間（令和５年度から令和６年度）における工事成績評定８０点以上の実績２件以上あり	1.5		
		過去２年間（令和５年度から令和６年度）における工事成績評定８０点以上の実績１件あり	1		
	上記以外		0		
過去５年間（令和２年４月１日から技術資料を提出する前日までに完了）の配置予定技術者の施工経験	技術者評価対象工事の実績　３件以上		3		※注１３、※注１４
	技術者評価対象工事の実績　２件		2		
	技術者評価対象工事の実績　１件		1		
	上記以外		0		
過去５年間（令和２年４月１日から技術資料を提出する前日までに完了）の現場代理人の施工経験	現場代理人評価対象工事の実績あり		1		※注１５、※注１６ 配置予定技術者とは別に現場代理人を配置する場合に評価する。配置予定技術者と兼務の場合は、評価対象としない。（上記以外で0点）
	上記以外		0		
若手技術者の育成	若手技術者（３５歳未満）を配置		1		※注１７
	上記以外		0		
配置予定技術者の過去２年間（令和５年度から令和６年度）でのCPD（継続教育）の取組状況	１年間の推奨単位を取得		1		※注１８、※注１９
	１年間の推奨単位を１／２以上取得		0.5		
	上記以外		0		
小計			10		

※注１２　１級電気工事施工管理技士と同等の資格とは、電気工事業において、監理技術者となりうる国家資格です。また、上記以外とは、建設業法第７条第２号イ、又はロに該当する者です。

※注１３　技術者評価対象工事とは、１件の請負金額が７，３００万円以上の(a)、(b)又は(c)を満たす建築物の電気工事とします。
(a)鉄筋コンクリート造の新築、増築、改築又は改修工事
(b)鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築、改築又は改修工事
(c)鉄骨造の新築、増築、改築又は改修工事
刈谷市発注以外の公共工事（国及び地方公共団体、特殊法人等）も含みます。
特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注１４　監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。

※注１５　現場代理人評価対象工事とは、１件の請負金額が７，３００万円以上の(a)、(b)又は(c)を満たす建築物の電気工事とします。
(a)鉄筋コンクリート造の新築、増築、改築又は改修工事
(b)鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築、改築又は改修工事
(c)鉄骨造の新築、増築、改築又は改修工事
刈谷市発注以外の公共工事（国及び地方公共団体、特殊法人等）も含みます。
特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注１６　監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。

※注１７　若手技術者の育成とは、落札者決定時において満３５歳未満の者を配置予定技術者として当該工事に配置する場合又は配置予定技術者とは別に当該工事に専任の担当技術者として配置することです。

※注１８　建設系CPD協議会加盟団体が発行する証明書で確認します。（取得単位（ユニット）が分かるもの）

※注１９　証明書は建設系CPD協議会加盟団体のうちから１団体のみ認めます。証明書発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めてください。

C　企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策　（１０点）

評価項目	評価基準	加点	備考
過去５年間（令和２年４月１日から技術資料を提出する前日まで）の災害協定等に基づく活動実績の有無	刈谷市内での活動の実績あり	２	※注２０
	刈谷市と防災協定書等の締結あり	１	
	上記以外	０	
災害発生時の対応能力（建設機械の保有状況）	３台以上の建設機械を保有している又は長期（１年以上）の賃貸借契約中である	１	※注２１
	２台以下の建設機械を保有している又は長期（１年以上）の賃貸借契約中である	０.５	
	上記以外	０	
男女共同参画社会への取組状況	取組みが２つ	１	※注２２
	取組みが１つ	０.５	
	取組みなし	０	
障害者雇用の状況	過去２年間継続して法定雇用率達成	１	※注２３
	上記以外	０	
保護観察対象者等の協力雇用主の登録の有無及び雇用状況	協力雇用主の登録があり、保護観察対象者等を雇用している	１	※注２４
	協力雇用主の登録あり	０.５	
	上記以外	０	
環境への取組状況	認証取得あり	１	ISO14001の認証を取得又はエコアクション21の認証を取得
	該当なし	０	
当該発注工事における市内建設業者等の使用又は原材料の調達状況	市内業者等使用率７０％以上又は原材料の市内業者からの調達率２０％以上	１	※注２５、※注２６ （加点は最大１点とする。）
	市内業者等使用率５０％以上７０％未満	０.５	
	上記以外	０	
雇用に関する取組状況	新規に市民１名以上の雇用あり	１	※注２７
	新規に近隣市町民１名以上の雇用あり	０.５	
	上記以外	０	
健康づくりの取組状況	優秀事業所表彰あり	１	※注２８、※注２９
	認定取得あり	０.５	
	上記以外	０	
入札公告日の前日から過去２年間の刈谷市における入札参加資格停止措置の有無	なし	０	
	あり	-1	
小計		10	

※注２０ 令和７年度現在、刈谷市と防災協定を締結していないと、加点対象となりません。
活動の実績とは、防災協定書等に基づく活動の実績であり、「緊急維持修繕」・「雪氷対策」・「防災協定等に基づく防災訓練等」も含まれます。また、国及び県との防災協定等に基づいた刈谷市内での活動実績も含まれます。

※注２１ 評価対象の建設機械は以下の①～⑥とし、保有台数に応じた加点となります。
①ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーでアタッチメントを有するもの）、②ブルドーザー（自重３ｔ以上）、③トラクターショベル（バケット容量０．４ｍ^３以上）、④モーターグレーダー（自重５ｔ以上）、⑤大型ダンプ（車両総重量８ｔ以上又は最大積載量５ｔ以上）、⑥移動式クレーン（吊り上げ荷重３ｔ以上）

※注２２ 評価対象を以下の２つの取組みとし、取組みの数に応じた加点となります。
①愛知県ファミリーフレンドリー企業に登録 又は くるみん認定の取得 どちらか１つ以上（くるみん認定は、プラチナくるみん又は令和４年４月以降で認定されたくるみんが対象です。）
②あいち女性輝きカンパニーの認証の取得 又は えるぼし認定の取得 どちらか１つ以上（えるぼし認定は、プラチナえるぼし又はえるぼしが対象です。）

※注２３ 法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年７月２５日法律第１２３号。以下「雇用促進法」という。）第４３条第２項に規定する「障害者雇用率」で、令和５年６月１日、令和６年６月１日の障害者雇用状況報告書で確認をします。
雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、実際に１人以上雇用していれば、加点します。

※注２４ 当該工事の入札公告日現在の登録及び雇用状況の実績とします。
保護観察対象者等とは、更生保護法第４８条に定める保護観察対象者又は同法８５条及び第８６条に定める更生緊急保護の対象者とする。
協力雇用主として法務省名古屋保護観察所に登録されていること。
同一人の雇用期間が３カ月以上であること。

※注２５ 別紙「市内業者等使用申告書」を提出してください。
市内業者等使用率とは、元請金額に対する元請施工金額及び市内業者等の１次下請施工金額の合計の割合とします。
元請施工金額とは、元請金額から１次下請金額の合計を差し引いたものとします。
市内業者等とは、市内に本店、支店若しくは営業所を置く建設業者及び警備会社とします。
評価点として加点される使用率が工事完成時の検査において達成されていない場合は、工事成績評定点を５点減点します。

※注２６ 別紙「原材料市内業者使用申告書」を提出してください。
原材料とは、生コンクリート、Ａｓ、コンクリート２次製品、砕石、鋼材（鉄骨・鉄筋）、塗料、その他（例：管材、樹木、設備機器）
設計書に記載があるもので、それぞれの調達額が１００，０００円以上の資材等を対象とします。
市内業者とは、市内に本店、支店若しくは営業所を置く者とします。
評価点として加点される調達率が工事完成時の検査において達成されていない場合は、工事成績評定点を５点減点します。

※注２７ 入札公告日の前日から過去１年間に正規雇用した場合に実績とします。（加点は最大１点である。）
正規雇用とは、期限の定めのない雇用契約を労働者と新規に締結する場合を指し、同一企業内での再雇用は評価対象としません。また、落札者決定時点で、その契約が継続していることが必要です。
近隣市町とは、碧南市、豊田市、安城市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町とします。

※注２８ 入札公告日の前日時点でかりや健康づくりチャレンジ宣言認定事業所の認定証を取得していること。

※注２９ 前年度の取組に対して刈谷市から優秀事業所として表彰されていること。

８ その他

配置予定の主任（監理）技 術 者	工事工期が重複する複数の工事に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札に提出された入札書は無効となります。（専任が求められない場合は除く）。
遵 守 事 項	入札参加者は、刈谷市電子入札取扱要領、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約、刈谷市工事関係入札心得書、刈谷市一般競争入札取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルを熟読し、公正かつ適切に入札に参加すること。 入札参加者は、本公告及び設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう）を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
補 足	本案件は労働環境チェックシートの作成及び提出の対象工事となります。 (参照：https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1010369.html)